

## 「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」の パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、手話言語の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」を作成しました。

については、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 条例（案）の趣旨・目的

本条例（案）は、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指し、手話言語の理解、普及を促進するとともに、障害のある人が、情報を十分に取得、理解、利用し円滑にコミュニケーションを図るため、基本理念を定めるほか、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進することを目的として策定するもの。

### 2 条例（案）の公表

#### （1）公表・募集期間

令和7年4月8日（火）～5月7日（水）

#### （2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 閲覧及び配布

障害者自立支援課（市役所高層棟9階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、市図書館

※点字版も配架します。

### 3 意見の募集

#### （1）募集期間

令和7年4月8日（火）～5月7日（水）

#### （2）提出方法

ア 郵送 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所障害者自立支援課

イ FAX 043-245-5549

ウ 電子メール shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

エ 持参 障害者自立支援課（市役所高層棟9階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に障害者自立支援課までお問い合わせください。

#### 4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 4月号掲載
- (2) 市ホームページ 4月8日(火)公開

#### 5 意見等の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和7年6月に市ホームページ等で公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報公表しません。

#### 6 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和7年第2回定例会に条例議案を提出する予定です。